

岡山県ボランティア・NPO活動支援センター

指 定 管 理 者 募 集 要 項

令和7年8月

岡山県県民生活部

岡山県ボランティア・NPO活動支援センター指定管理者募集要項

1 管理対象施設

(1) 名 称

岡山県ボランティア・NPO活動支援センター（以下「センター」という。）

(2) 所在地

岡山市北区南方二丁目13番1号

岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館2階

(3) 設置目的

ボランティア・NPOの活動の健全な発展を支援するとともに、ボランティア・NPOをはじめ、広く県民、事業者、行政機関の職員等が気軽に集い、情報交換、交流及び連携を進める場を提供する。

(4) センターの概要

ア 施設の内容（占用部分）

（単位：㎡）

相談スペース、情報提供スペース、交流スペース、作業スペース、貸ロッカー（78個）スペース	493
研修室（2分割可）	110
会議室（大1（3分割可）・中1・小3）	261
貸事務所（10室）	148
子ども（一時預かり）スペース	73
管理運営事務所	34
給湯室、トイレ等	51
合 計	1,170

イ 令和6年度の利用状況

岡山県ボランティア・NPO活動支援センター指定管理者参考資料（以下「参考資料」という。）参照

（参考）岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館全体の概要

ア 敷地面積	17,546㎡（県立記録資料館を含む。）
イ 延床面積	20,797㎡（〃）
ウ 階数規模	地上7階（記録資料館4階）、地下1階
エ 開設年月	平成17年9月
オ 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館入居機関等	
福祉関係団体（岡山県社会福祉協議会等）	〔1～4・7階〕
岡山県交通事故相談所	〔1階〕
岡山県ボランティア・NPO活動支援センター	〔2階〕
岡山県聴覚障害者センター	〔4階〕
岡山県青少年総合相談センター	〔4階〕
岡山少年サポートセンター	〔4階〕
岡山県福祉相談センター	〔1～5階〕
（中央児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、女性相談支援センター）	

岡山県消費生活センター	〔５階〕
岡山県男女共同参画推進センター	〔６階〕
その他	
（会議室）	〔３・４・７階〕
（福祉用具展示・体験コーナー、県情報コーナー等）	〔１階〕
（喫茶）	〔１階〕

２ 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行うセンターの管理の基準は、岡山県ボランティア・ＮＰＯ活動支援センター条例（平成１７年岡山県条例第１５号。以下「条例」という。）、岡山県ボランティア・ＮＰＯ活動支援センター条例施行規則（平成１７年岡山県規則第２３号）、指定管理者の指定の申請等に関する規則（平成１７年岡山県規則第１３４号）及び岡山県ボランティア・ＮＰＯ活動支援センター指定管理者業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）に規定するとおりとする。

３ 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務（以下「指定管理業務」という。）は次のとおりとする。なお、指定管理業務の細目については、業務仕様書に規定するとおりとする。

- （１）センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用の許可に関すること。
- （２）施設等の維持管理に関すること。
- （３）ボランティア・ＮＰＯの活動に関する相談、研修並びに情報の収集及び提供に関すること。
- （４）施設等の提供及び利用促進に関すること。
- （５）センターの設置目的の達成に必要な業務に関すること。
- （６）その他センターの運営に関すること。

４ 指定管理者の指定の期間

指定管理者の指定の期間（以下「指定期間」という。）は、令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで（予定）とする。

５ 協定事項

施設の管理運営に係る具体的な事項については、県と指定管理者が協議の上、あらかじめ協定をもって定める。

協定は、指定期間全体に関する包括的な協定（以下「包括協定」という。）と各年度ごとの協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

６ 指定管理料及び利用料金

（１）指定管理料

ア 指定管理業務に要する経費に充てるため、県は、指定管理者に対し、指定期間中に指定管理料を支払う。

イ 今回公募する期間（５年間）における指定管理料の限度額は、１４４，５７０千円（年額２８，９１４千円。消費税及び地方消費税の額１０％を含む。）である。

なお、センターの管理に係る収支予算書（様式第３号）において、当該限度額を超える指定管理料収入見込額で申請した場合は、失格とする。

ウ 指定管理料の年額は、イに規定する限度額を上限とし、指定管理者が応募に当たって提示した額の範囲内で、年度協定において定める。ただし、包括協定の締結後に消費税率等に変更があった場合においては、イに規定する限度額及び指定管理者が応募に当たり提示した金額にかかわらず、変更後の消費税等の税率を勘案して、指定管理料の年額を改定するものとする。

エ ウの場合において、当該年度中に条例第10条第2項の基準額（参考資料参照。以下「利用料金基準額」という。）が改定され、指定管理料の額を変更する必要があるときは、県と指定管理者が協議し、当該年度協定を変更する。

オ 県は、指定管理料を、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに指定管理者に支払うものとし、支払の時期及び方法については、年度協定において定める。

カ 次のとおり、賃金及び物価に関する指標の変動を指定管理料に毎年度反映（賃金・物価スライド）させることとし、その旨を包括協定書において規定する。

※ 賃金・物価スライドの内容や包括協定書の標準例については、「指定管理者制度運用の手引き（令和7年4月改訂版）」を参照すること。

【包括協定書における賃金・物価スライドの規定内容】

責任の分担を定める条項の規定にかかわらず、次に掲げる場合において、県又は指定管理者の申出（申出期限：各年度11月20日）があったときは、別紙の算定方法によって算定した額により、指定管理料を変更するものとする。

（1）100に、令和7年度から各年度までにおけるそれぞれの月例給改定率（岡山県人事委員会が年度ごと示す職員の給与等に関する報告及び勧告の概要（これに相当するものを含む）における月例給の改定率をいう。）に1を加えた数を乗じて算定した数値（小数点以下第2位を四捨五入）が100以外るとき

（2）令和6年度の消費者物価指数（総務省において作成する消費者物価指数のうち岡山市のもの（基準品目は総合に限る。）をいう。）を100とした場合の、各年度の前年度の10月から各年度の9月までの1年間の平均値（小数点以下第2位を四捨五入）が97未満のとき又は103を超えるとき

キ 指定管理料は、センターの設置目的に沿って指定管理者が自ら企画・実施する事業（以下「自主事業」という。）に要する経費に充てることができない。

ク 指定管理業務を実施するため、指定管理者が指定管理料によって取得した物品のうち、特に重要な物品等の帰属先などの取り扱いについては、包括協定において定める。

ケ 指定管理料は、原則として精算を行わないこととする。

コ 指定管理者の経営努力により生じた剰余金については、原則として指定管理者の利益とする。

（2）利用料金

ア 地方自治法第244条の2第8項の規定により、施設等の利用者が支払う利用料金は、指定管理者が自らの収入として収受し、指定管理業務及び自主事業に要する経費に充てるものとする。なお、令和6年度利用料金収入の実績及び施設利用状況については、参考資料を参照すること。

イ 利用料金の額は、条例第10条第2項の規定により、指定管理者が知事の承認を受けて設定するものとする。

ウ 指定管理者は、公益上特に必要と認めるとき、その他特別の理由があると認めるときは、県と協議の上、利用料金を減免することができる。

(3) その他

ア 自主事業については、自主事業で発生する収入及び経費とも指定管理料に含めない。

イ 指定管理業務に係る会計は、指定管理者の他の事業に係る会計と区分して経理しなければならない。

【参考】 剰余金が生じた場合の取扱い

利用料金等収入が当初見込より増えた場合（ α ）や、管理運営に要する経費全体が節約できた場合（ β ）は、指定管理者の収益となる。

<基本型>		← 利用料金等収入(※2) →	
収入	指定管理料 (※1)		当初見込額
支出	管理運営経費等 (※3)		(一部を管理運営経費等に充当可能) 自主事業経費
<利用料金等収入が当初見込額を超えた場合>		← 利用料金等収入 →	
収入	指定管理料		当初見込額 α
支出	管理運営経費等		自主事業経費
<管理運営経費等を節減した場合>		← 利用料金等収入 →	
収入	指定管理料		当初見込額
支出	管理運営経費等	β	自主事業経費

※1 指定管理料は、毎年度予算内で年度協定において定める額である。

※2 利用料金等収入とは、施設等の利用により得た収入（利用料金収入）と自主事業により得た収入を合わせた額である。

※3 管理運営経費等とは、センターの管理運営及び県が指定する事業（以下「特定事業」という。）に要する経費のことをいう。

7 応募の要件

(1) 応募資格

指定管理者の指定の申請をしようとする者は、次のア、イ及びウのいずれにも該当すること。

ア 岡山県内に主たる事務所を有し、岡山県内を中心に活動している法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって、次の要件を全て満たすものとする。

- ① 他の主体が行うボランティア・NPOの活動に関する支援を行うためのノウハウを有していること。
- ② 法人等としての活動期間が2年以上継続していること。なお、法人にあっては、法人格を取得する前に任意団体としての活動期間がある場合は、その期間も通算することができる。
- ③ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。

イ 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。

- ① 法律行為を行う能力を有しない者
- ② 破産者で復権を得ない者
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により岡山県における一般競争入札等の参加を制限されている者
- ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- ⑤ 岡山県における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ⑥ 岡山県税並びに消費税及び地方消費税に未納がある者

ウ 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。

- ① 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
- ② 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
- ③ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

（2）複数の法人等での共同応募

複数の法人等がグループを構成して指定管理者の指定を申請する場合は、次の事項に留意すること。

ア グループの適切な名称を設定し、代表となる法人等を選定の上、グループを構成したことを証する書面を提出すること。

この場合、代表となる法人等は、当該グループにおける責任割合が最大であることを要件とする。

イ （1）ア①については当該グループの構成法人等のうち少なくとも一以上のものが、同②及び③については全てのものが該当していること。また、（1）イ及びウについては、全てのものが該当していること。

ウ 当該グループの構成法人等は、別のグループの構成法人等となり、又は単独で、この募集要項により指定管理者の指定を申請することはできない。

エ 申請に関する全ての事務は、代表となる法人等の代表者を通じて行うこと。また、県が当該代表者に対して行った行為は、当該グループの全構成法人等に対して行ったものとみなすこと。

8 指定の申請の方法

(1) 募集要項の配布

ア 配布期間

令和7年8月15日（金）から同年10月14日（火）まで（休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する休日という。以下同じ。）を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 配布場所

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号 岡山県庁8階

岡山県県民生活部県民生活課県民協働推進班

電話 086-226-7287

ファックス 086-232-5354

電子メールアドレス npo@pref.okayama.lg.jp

ウ 配布方法

配布期間内に配布場所において直接に、若しくは郵送により配布を受けるか、又は岡山県県民生活部県民生活課のホームページからダウンロードすること。

ホームページアドレス <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/25/>

郵送を希望する場合は、宛先を明記し、320円分の切手を貼った返信用封筒（角形2号（A4サイズ用紙が折らずに入る大きさのもの））を同封の上、封筒の表に「募集要項請求」と朱書きして、郵便で請求すること。

(2) 募集説明会（現地説明会）

募集説明会を次のとおり開催する。ただし、下記の日時以外に開催を希望する場合は、岡山県県民生活部県民生活課県民協働推進班にその旨を連絡し、日時の調整を行うこと。

ア 開催日時

令和7年8月29日（金）午前10時から午前11時30分まで

イ 開催場所

岡山市北区南方二丁目13番1号

岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館2階

岡山県ボランティア・NPO活動支援センター 研修室1

ウ 説明会の内容

募集要項、業務仕様書等の説明及び施設等見学

エ 留意事項

- ① 募集要項、業務仕様書等資料一式を持参すること。
- ② 参加者多数の場合等には、日時及び場所を変更する場合がある。
- ③ 参加できる人数は、一法人等につき2名までとする。
- ④ 専用駐車場はないため、可能な限り公共交通機関を利用すること。

オ 参加申込方法

説明会への参加を希望する法人等は、次により募集説明会参加申込書（様式A）に所定事項を記載の上、持参、ファックス又は電子メールにより申し込むこと。

なお、ファックス又は電子メールにより申込みを行う場合は、送付した旨を電話にて連絡し、受取の確認をすること。

① 申込期間

令和7年8月15日（金）から同年8月25日（月）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

② 申込場所

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号 岡山県庁8階
岡山県県民生活部県民生活課県民協働推進班
電話 086-226-7287
ファックス 086-232-5354
電子メールアドレス npo@pref.okayama.lg.jp

カ 施設見学

説明会以外の日に施設等見学を希望する場合は、岡山県県民生活部県民生活課県民協働推進班にその旨を連絡し、日時の調整を行うこと。

(3) 質問事項の受付

質問がある場合は、次により質問票(様式B)を持参、ファックス又は電子メールで送付すること。電話や来訪等口頭による質問は受け付けない。

なお、ファックス又は電子メールにより質問を行う場合は、送付した旨を電話にて連絡し、受取の確認をすること。

ア 受付期間

令和7年8月15日(金)から同年9月24日(水)まで(休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

イ 受付場所

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号 岡山県庁8階
岡山県県民生活部県民生活課県民協働推進班
電話 086-226-7287
ファックス 086-232-5354
電子メールアドレス npo@pref.okayama.lg.jp

ウ 回答方法

受け付けた質問に対する回答を取りまとめ、随時、県民生活課ホームページ(アドレスは6頁参照)において公表する。

(4) 指定の申請の受付

指定の申請を行おうとする法人等は、申請に当たって、次に掲げる書類を提出すること。なお、審査の過程で追加資料の提出を求めることがある。

ア 提出書類

- ① 指定管理者指定申請書(様式第1号。以下「指定申請書」という。)
- ② 事業計画書(様式第2号)及び収支予算書(様式第3号)
- ③ 法人等の概要(様式第4号)
- ④ 指定申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書(やむを得ない事情により当該年度のものが成立していない場合は、前年度のものと及び当該年度の案)
- ⑤ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度(以下「前事業年度」という。)における法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録(以下「事業報告書等」という。)。ただし、指定申請書を提出する日において前事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては、前々事業年度における事業報告書等とし、指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録とする。
- ⑥ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- ⑦ 法人にあつては、法人の登記事項証明書

- ⑧ 役員の名簿（様式第 5 号）
- ⑨ 指定管理者の指定申請に係る申立書（様式第 6 号）
- ⑩ 誓約書（様式第 7 号）
- ⑪ 岡山県税の完納証明書
- ⑫ 税務署が発行した消費税及び地方消費税の完納証明書

※ 複数の法人等がグループを構成して応募する場合は、③～⑫は全構成員について提出すること。また、次の書類もあわせて添付すること。

- ⑬ グループを構成して申請を行う場合のグループ構成員表（様式第 8 号）
- ⑭ グループを構成して申請を行う場合のグループ協定書（様式第 9 号）

イ 提出部数

- ①から⑤までに記載する書類 正本 1 部・写し 8 部
- ⑥から⑬までに記載する書類 正本 1 部・写し 2 部
- ⑭に記載する書類 写し 3 部

ウ 受付期間

令和 7 年 8 月 1 5 日（金）から同年 1 0 月 1 4 日（火）まで（休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとする。

エ 提出場所

〒 7 0 0 - 8 5 7 0 岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号 岡山県庁 8 階
岡山県県民生活部県民生活課県民協働推進班

オ 提出方法

提出場所へ持参し、又は郵送によること。なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、令和 7 年 1 0 月 1 4 日（火）必着とすること。

9 指定管理者の候補の選定

（1）指定管理者候補選定委員会の設置

指定管理者の候補を選定するため、有識者等 6 名程度で構成する「岡山県県民生活部指定管理者候補選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。

（2）資格の確認

申請書類の提出後に、岡山県県民生活部県民生活課において、応募資格の適否について確認を行う。資格がないと認めた者に対しては、その旨及び選定委員会で審査を行わないことを通知する。

（3）公開プレゼンテーションの実施

指定の申請をした法人等（以下「申請者」という。）による公開プレゼンテーションを実施する。

ア 実施日時・場所

実施日時等については、別途申請者に通知する。

イ 留意事項

選定の公平性を確保するため、各申請者の関係者による傍聴は禁止する。

（4）選定委員会による審査

選定委員会は、下記「1 0 指定管理者の審査基準及び配点」により、各申請者の事業計画について審査を行い、各選定委員の採点の合計点が最高の者を指定管理者候補とする。

ただし、県が求めるサービス水準を確保するため、審査項目「1 管理運営の基本方針」に係る項目について、各選定委員の採点の合計点が満点の 6 割未満の場合には、選定委員会において 2 次審査を行い、当該申請者が施設の設置目的を達成で

きないと判断した場合は失格とする。

(5) 選定結果の通知等

指定管理者の候補の選定結果については、各申請者あてに通知するとともに、県のホームページに掲載する。

(6) 指定管理者の指定

指定管理者の候補に選定された法人等については、令和7年12（又は11）月県議会の議決を経て、指定管理者に指定される。

10 指定管理者の審査基準及び配点

下記の配点は、選定委員1名の配点である。（合計100点）

選定基準	審査項目	審査内容（審査の視点）	配点
設置目的を理解した提案内容であること 条例第1条	1 管理運営の基本方針	①公の施設としての設置目的を達成するための取組方針 ・センターの設置目的を理解し、センターを活かす提案内容であるか。	5
		②県の管理運営方針との整合性 ・ボランティア・NPOをはじめ、広く県民等が気軽に集い、情報交換、交流、連携を進める場となっているか。 ・利用者の特定化等の偏りはないか。	5
センターの機能を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること 条例第13条第1項第1号	2 サービス向上につながる質の高い管理運営に向けた取組	①サービス向上を図るための具体的な方策 ・利用者等のニーズを把握し、質の高いサービスの提供を実現させる内容となっているか。 ・利用者本位のサービスや情報が提供できるか。	5
		②利用促進に向けた方策 ・施設の利用促進のための方策が講じられているか。 ・利用してみたいと思わせる工夫があるか。	5
		③利用者ニーズの把握と管理運営への反映の方策 ・利用者ニーズを把握し、管理運営に反映する方策が講じられているか。	5
		④専門職等の職員の配置計画 ・ボランティア・NPO活動に関する支援を行うためのノウハウを有した職員を配置する計画となっているか。 ・職員の資質向上及び能力の活用が予定されているか。	5
	3 危機管理に関する取組	①災害等緊急時の対応 ・災害等緊急時における対応方策が確保されているか。 ・災害等緊急時に対応するための教育及び訓練の方策が充実しているか。	5
		②事故防止の取組や事故発生時の対応 ・事故防止の取組がされているか。 ・事故発生時の対応方策が確保されているか。	
		③感染症等に係る対応 ・県の協力要請の内容等を踏まえ、感染症等の拡大防止に向けた取組がされているか。 ・感染症等発生時の対応方策が確保されているか。	

		④個人情報の保護 ・個人情報保護対策は適切か。	5
		⑤情報漏洩防止・情報管理の対応 ・情報漏洩防止措置等情報管理体制は万全か。	
		⑥利用者からの苦情等への対応 ・利用者からの苦情等への対応は適切か。	
	4 効率的な管理運営の取組	①効率的な管理運営 ・効率的に管理運営を行い、経費の節減等に取り組む内容であるか。	5
		②特定事業 ・実施内容及び事業費の積算は適当か。 ・基準の実施回数及び受講者数等の達成は可能な設計か。	10
		③自主事業 ・センターの設置目的の達成に資する優れた自主事業を計画しているか。 ・実施時期、目的、内容、事業費の積算は適当か。	5
		④利用料金の設定 ・利用料金の設定や考え方は適当か。	5
		⑤収支計画の妥当性等 ・収支計画の積算は妥当か。また、管理運営の計画との整合性は図られているか。	5
		⑥指定管理料見込額 ・指定管理料見込額は妥当か。	5
事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること 条例第13条 第1項第2号	5 申請者の管理運営体制	①組織体制 ・センターの機能を十分に発揮した管理運営を行うことができる職員構成や職員配置であるか。 ・事業実施に必要な相当の知識及び経験を有した職員配置計画か。 ・勤務シフトは適当か。 ・県や各種団体との調整、連携がスムーズに行えるか。	10
		②法令等の遵守状況 ・労働法令その他の関係法令の規定を遵守する内容となっているか。 ・雇用・労働条件への適切な配慮がなされているか。	
		③総合福祉・ボランティア・NPO会館関係 ・総合福祉・ボランティア・NPO会館内の他の機関、団体等と連携協力していくための方策が講じられているか。	5
	6 申請者の経理的基礎	・経営基盤が安定しており、事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有しているか。 ・委託期間中に経営が破綻する恐れはないか。	10

1 1 業務継続が困難となった場合の措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理業務を継続することが困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、県は、期限を定めて指定管理者に改善策の提出及び実施を求め、又は指定管理者に対して必要な指示若しくは勧告を行うことができるものとする。

イ 指定管理者がアの改善策の提出及び実施を行わず、又は県の指示若しくは勧告に従わないときは、県は指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じることができることとする。

ウ イの場合において、県は、指定管理料の全部若しくは一部の支払いを行わず、既に支払った指定管理料の全部又は一部を返還させるとともに、県に生じた損害の賠償を指定管理者に請求することができるものとする。

(2) 当事者の責めに帰することができない事由による場合

県、指定管理者双方の責めに帰することのできない事由により、指定管理業務の継続が困難になった場合、県及び指定管理者は、業務継続の可否について協議するものとし、相当期間内に協議が整わないときは、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとする。

1 2 リスク分担に関する事項

県と指定管理者の間におけるリスク分担の方針は別表のとおりとする。なお、別表に定める事項で疑義のある場合又は別表に定めのないものについては、県と指定管理者が協議の上、決定することとする。

1 3 その他

(1) 提出書類は、返却しない。

(2) 提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等必要な場合には、提出書類の一部又は全部を申請者の許可なく無償で利用できるものとする。

(3) 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。

(4) 提出書類は、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づく情報公開請求の対象となる。

(5) 申請書類の受理後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

(6) 提出書類に虚偽又は不正があった場合、その他申請者又は関係者において不適法又は不正な行為があった場合は、申請を無効とする。

(7) センターの管理に係る規程、要綱等を作成する場合は、県と協議する必要がある。

(8) 指定管理者の候補となった法人等に、議会の議決を経るまでの間に指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じたときは、指定管理者に指定しないことがある。議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合においても、同様とする。この場合において、申請者が準備のために支出した費用については、一切補償しない。

14 問合せ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号 岡山県庁8階
 岡山県県民生活部県民生活課県民協働推進班
 電話 086-226-7287
 ファックス 086-232-5354
 電子メールアドレス npo@pref.okayama.lg.jp

【別表】

種 類	内 容	県	指定管理者
施設・設備 の損傷	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動その他の県又は指定管理者のいずれの責めにも帰することができない自然的又は人為的な現象）によるもの	○	
	指定管理者の故意又は過失によるもの		○
	施設・設備の設計又は構造上の原因によるもの	○	
	上記以外の経年劣化によるもの		
	①大規模な修繕（県と指定管理者が協議の上決定するもの）	○	
	②①以外のもの		○
物価変動等	人件費、物品費等物価変動又は金利変動に伴う管理運営経費の増		○
法令又は税制の変更等	施設管理運営に影響を及ぼす法令又は税制変更	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令変更又は定例的な変更		○
第三者への賠償	①指定管理者の管理瑕疵に起因するもの		○
	②①以外の事由によるもの	○	
保険の加入	利用者等に係る保険の加入		○
周辺地域及び住民への対応	①指定管理者の業務に関するもの		○
	②①以外のもの	○	

(包括協定書における賃金・物価スライドの規定内容 別紙)

1 算定の基礎金額

(令和 年度～令和 年度) ※年度ごとに異なる場合は、年度ごとに作成

	費目	金額 (円)	内訳
人件費	正規職員賃金	申請時に提出 いただく「管 理運營業務に 係る収支予算 書」に基づき 設定	○円×○人＝ ○円×○人＝
	非正規職員賃金		○円×○人＝ ○円×○人＝
	法定福利費		上記計×○％
	〇〇費		
	合計		
物件費	××委託費		
	電気代		
	〇〇費		
	合計		

※自主事業については、積算に含めない。

2 増減率

	参照指標	増減率
人件費	100 に、令和 7 年度から各年度までにおけるそれぞれの月例給改定率(※ 1)に 1 を加えた数を乗じて算定した数値	左記数値－100 (％) ※小数点以下第 2 位を四捨五入
物件費	令和 6 年度の消費者物価指数(※ 2)を 100 とした場合の、各年度の前年度の 1 0 月から各年度の 9 月までの 1 年間の平均値	・ 左記数値が 97 未満の場合 左記数値－100＋3 (％) ・ 左記数値が 103 超の場合 左記数値－100－3 (％) ※小数点以下第 2 位を四捨五入

※ 1 岡山県人事委員会が年度ごとに示す職員の給与等に関する報告及び勧告の概要（これに相当するものを含む）における月例給の改定率

※ 2 総務省において作成する消費者物価指数のうち岡山市のもの（基準品目は総合に限る。）

3 増減額の算定方法

	算定方法	備考
人件費	以下①②のうち低い額 ①増減額算定の基礎金額合計に増減率を乗じて得た金額 ②指定管理者が令和 7 年度以降に実施したベースアップによる影響額（原則、増減額算定の基礎金額に、想定した人員ごとのベースアップ率を乗じて得た金額とする。）	・ 増額の申し出にあたっては、②の額について、算定方法や根拠資料を示すこと ・ 1 円未満切捨て
物件費	増減額算定の基礎金額合計に適用増減率を乗じて得た金額	・ 1 円未満切捨て